

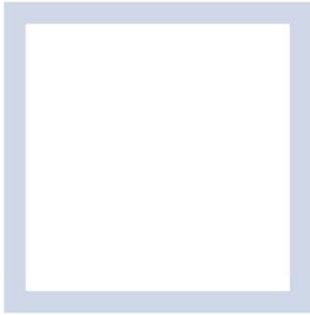
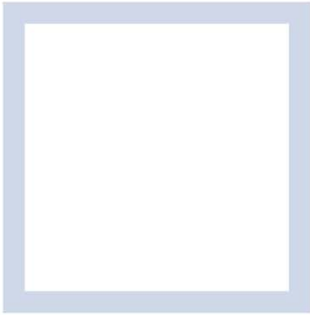
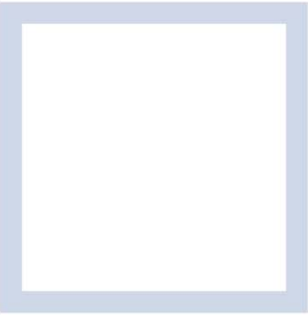
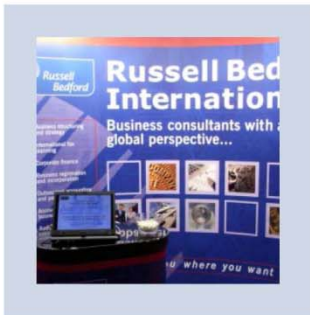
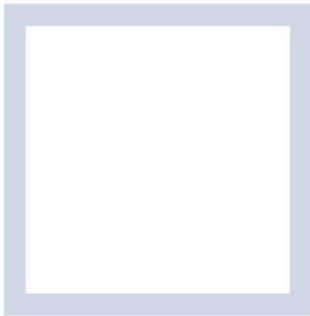
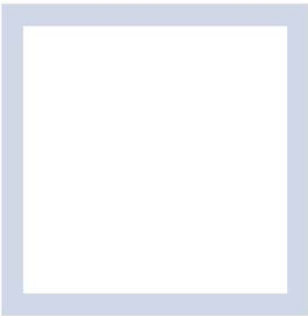


KTC SCS AUDIT

Member of Russell Bedford International -  
with affiliated offices worldwide

# NEWSLETTER

2015年7月15日発行



## 目次

頁

### VAT 及び PIT の新規制

2015 年 6 月 15 日付 Circular 92/2015/TT-BTC (Ministry of Finance) 1

#### ライセンス費用の FCT (外国契約者税)

2015 年 4 月 15 日付 Official Letter 3159/CT-TTHT (the Tax Department of Ho Chi Minh City) 1

#### 2015 年 6 月から認証されたインボイスのパイロット使用

2015 年 6 月 23 日付 Decision 1209/QD-BTC (Ministry of Finance) 2

#### 税の電子取引の手順

2015 年 7 月 28 日付 Circular 110/2015/TT-BTC Ministry of Finance) 2

#### 公開会社への外国人所有権の制限撤廃

2015 年 6 月 26 日付 Decree 60/2015/ND-CP (the Government) 3

#### 2015 年給与政策へのガイダンス

2015 年 6 月 23 日付 Circular 23/2015/TT-BLĐTBXH (the Ministry of Labor, Invalids and Social Affairs) 3

**VAT 及び PIT の新規制**

2015 年 7 月 15 日、MOF は、VAT 及び PIT 法をガイドした Circular 92/2015/TT-BTC を公布した。新たな改正点は以下の通りである。

事業を行う居住者への VAT 及び PIT それぞれの事業領域からの収益に対する比率は以下の通りである。

分野	VAT	PIT
流通及び商品の供給	1%	0.5%
サービス、材料の調達を除く建築	5%	2%
製造、交通、商品及び材料の調達を含む建築と関連したサービス	3%	1.5%
その他の事業	2%	1%

**PIT**

- 海外に永住し、ベトナムで働くために送還するベトナム人の手当は、非課税所得である。
- 雇用主が負担する従業員への非強制保険は、従業員の課税所得から除外される。
- 個人又はグループにより会社の規制で定められた家から勤務先の往復の交通手当は、従業員の課税所得から除外される。
- 外貨収入は個人口座を開いた銀行の実際の購入レートでベトナムドンに変換する必要がある。納税者がベトナムの銀行口座を持っていない場合は、ベトナムバンクの買いレートを使用する必要がある。
- 証券取引に対して、それぞれの譲渡時に対して証券の譲渡価格の 0.1% の税率である。
- 不動産の譲渡に適用される税率は、譲渡価格又はリース価格に対して 2% である。

- レッシーが税金負担するとリース契約で表明されている場合、個人資産の借用企業は、年辺り 100Milion 以上のリース費用を個人に支払う前に、PIT 及び VAT を控除する必要がある。

雇用主から従業員へ又は従業員の家族へ葬式又は結婚式のサポートする場合、当該費用は従業員の課税所得から除外される。

本通達は 2015 年 7 月 30 日より有効となり、2015 年以降の PIT 期間に適用される。

**ライセンス費用の FCT (外国契約者税)**

2015 年 4 月 15 日、ホーチミン市税務当局がライセンス費用の FCT について Official Letter No. 3159/CT-TTHT を発行した。

これによれば、ライセンス費用の固定期間は、収益の 5% VAT の対象となる。知的財産を含む永久ライセンスは、VAT の対象とならない。

## 2015年6月から認証されたインボイスの パイロット使用

電子請求書（「EI」）は、MOFの2011年3月14日付 Circular 32/2011/TT-BTC に応じて、2011年5月1日からベトナムで使用される新しいのタイプ請求書である。EIは、会計実務、情報の調整や経営管理を促進し、税務申告と支払いに便利となる。また、紛失や、損傷したりするリスクを回避するために、コピーを保有できる。

2015年6月23日に、MOFは、税務当局によって認証されたEI（「認証済請求書」）に関する Decision 1209/QD-BTC を発行した。パイロットの使用は、2015年6月から2016年末にかけてホーチミン市とハノイで限定された企業に適用される。

その上、次のような通常の請求書に関する情報は、認証済請求書で利用可能である。

- 請求書番号
- 認証コードかつ
- バーコード

認証済請求書の使用登録するために、企業は次の規準に適合する必要がある。

- タックスコードを持つこと
- 法律で規定されたデジタル証明書を持つこと、かつ、
- インターネットアクセシビリティ持つこと

本政令は、署名の日付から有効となる。

## 税の電子取引の手順

2015年7月28日に、MOFは、税の電子取引をガイドした Circular No. 110/2015/TT-BTC を発行した。

これによれば、税務総局の通知は納税者の電子メールや携帯電話に送信され、また、電子ポータルに保存される。納税者はアカウントや電子取引コードによる情報を検索することができる。

税務申告、納税、還付での電子取引の手順に加え、本通達では、電子税取引のための条件を規定している。

- 公的な電子署名認証機関により提供または認定された国家機関によって承認された有効なデジタル証明書を持つこと
- インターネットアクセシビリティ有すること。（デジタル証明書のない個人に対して）税務当局に登録されている電子メールアドレス、携帯電話番号を有すること

本通達は、2015年9月10日から有効となり、Circulars No. 180/2010/TT-BTC 及び No. 35/2013/TT-BTC と置き換えられる。

## 公開会社への外国人所有権の制限撤廃

2015年6月26日に、政府は証券取引に関する Decree No. 58/2012/ND-CP (2012年7月20日) を修正及び変更した Decree No. 60/2015/ND-CP を発行した。

これにより公開会社の外国人所有の制限は、投資法またはベトナムの国際条約の法律で指定されたセクターを除いて、現在の 49% から 100% となった。

この Decree はまた証券投資ファンドや公的証券投資企業の外国人所有の制限を削除する。しかし、会社の定款資本の 51% 以上を所有するため、外国人投資家は、特に厳格条件を遵守しなければならない。証券活動の管理、検査、監督の共同、情報の交換に関してベトナム国家証券委員会 (SSC) との協力契約を締結している外国人専門機関の一定の監視下におかれる。

また、この Decree では、明らかに特定の法律やそれに対する組織の規定がない限り、国債、政府保証債、地方債、社債に対する外国人投資家への制限はもはやないと述べている。

この Decree は、2015年9月1日より有効である。

## 2015年給与政策へのガイダンス

2015年6月23日、Ministry of Labor, Invalids and Social Affairs は、給与政策に関する Decree 05/2015/ND-CP をさらにガイドする Circular 23/2015/TT- BLDTBXH を発行した。

これによれば、平日残業する従業員は通常の勤務時間の賃金の少なくとも 150% を受け取ることとなり、また週末や休日に関しては 200% または 300% となる。夜勤の作業は営業日の時給の少なくとも追加の 30% を受け取ることとなる。

時間ベース、仕事ベースまたは一括払い賃金は、業務の性質に応じて雇用者が選択することができる。賃金の基礎の選択や変更は、労働契約や労働協約で示されるべきである。

本通達は、2015年8月8日より有効である。

## 免責事項

本ニュースレターは、要約形式の情報が含まれているため、一般的なガイダンスを想定しております。より詳細な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。参照は、適切なアドバイザーになされ、KTC SCSは、本記載事項で引き起こされるいかなる人物の行動による損失に関して、一切の責任を負いかねます。

KTC SCSは、ヨーロッパ、南北アメリカ、中東、アフリカ、インド亜大陸、アジアの90カ国以上で、460名のパートナー、5,000名のスタッフと200のオフィスに代表されるラッセルベッドフォード・インターナショナル([www.russellbedford.com](http://www.russellbedford.com))のメンバーであります。

KTC SCSはお客様に高品質のサービスを提供するプロフェッショナル・ファームです。我々はクライアントに対する事業上の問題への実践的且つ費用対効果の高いソリューションという付加価値の高いサービスに注力しています。また、品質管理は我々を差別化するビジネスで最も重要なプロセスです。

KTC SCSは、（ローカル及びインターナショナル）公認会計士、様々な業界で働くことに豊富な経験を持つ会計及びファイナンスの博士、MBA保持者などの資格ある専門家のチームによって構成されている。人財こそ、我々の最も重要な成功要因です。

## お問い合わせ

### ハノイ事務所

Pham Duy Hung  
[hung.duy.pham@ktcvietnam.com](mailto:hung.duy.pham@ktcvietnam.com)

Do Thuy Linh  
[linh.thuy.do@ktcvietnam.com](mailto:linh.thuy.do@ktcvietnam.com)

Nguyen Cam Chi  
[chi.cam.nguyen@ktcvietnam.com](mailto:chi.cam.nguyen@ktcvietnam.com)

Level 4, GP Invest Building, 170 LaThanh Street,  
Dong Da District, Hanoi, Vietnam  
Tel:+84-4-6277 6386  
Fax: +84-4-6277 6376

### ホーチミン事務所

Thai Van Anh  
[van.anh.thai@ktcvietnam.com](mailto:van.anh.thai@ktcvietnam.com)

Le Quang Hai  
[hai.quang.le@ktcvietnam.com](mailto:hai.quang.le@ktcvietnam.com)

Level 4, 162B Dien Bien Phu, Ward 6,  
District 3, Ho Chi Minh City, Vietnam  
Tel:+84-8-6290 9980  
Fax: +84-8-6290 9981

本ニュースレターにおける記載事項の詳細な情報に関しては、ウェブサイト[www.ktcvietnam.com](http://www.ktcvietnam.com)を参照するか、[hanoi@ktcvietnam.com](mailto:hanoi@ktcvietnam.com)にご連絡頂けると幸いです。

